

改 正 案	現 行
<p>（補正の却下） 第十七条の二（略） 2・3（略） 4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。</p> <p>（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権） 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、意匠登録無効審判の請求の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項各号のいずれかに該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。</p> <p>一・二（略） 三 前二号に掲げる場合において、意匠登録無効審判の請求の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者</p> <p>2（略） （登録料） 第四十二条（略） 2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。</p>	<p>（補正の却下） 第十七条の二（略） 2・3（略） 4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十七条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。</p> <p>（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権） 第三十条 次の各号の一に該当する者であつて、第四十八条第一項の審判の請求の登録前に、意匠登録が同項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。</p> <p>一・二（略） 三 前二号に掲げる場合において、第四十八条第一項の審判の請求の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者</p> <p>2（略） （登録料） 第四十二条（略） 2 前項の規定は、国又は独立行政法人（独立行政法人通則法）平</p>

3 | 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

4・5 | (略)

(拒絶査定不服審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 | 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(補正却下決定不服審判)

第四十七条 第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に補正却下決定不服審判を請求することができる。ただし、第十七条の三第一項に規定する新たな

成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)であつてその業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに属する意匠権には、適用しない。

3 | 第一項の規定は、国と前項の政令で定める独立行政法人との共有又は同項の政令で定める独立行政法人の共有に係る意匠権には、適用しない。

4 | 第一項の登録料は、意匠権が国等(国又は第二項の政令で定める独立行政法人をいう。第六十七条第三項及び第五項において同じ。)と国等以外の者(国及び第二項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第五項において同じ。)との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

5・6 | (略)

(拒絶査定に対する審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 | 前項の審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十七条 第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十七条の三第一項に規定する新たな意匠登録出願をし

- 意匠登録出願をしたときは、この限りでない。
- 2 前条第二項の規定は、補正却下決定不服審判の請求に準用する。

(意匠登録無効審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判の請求することができる。

一(四) (略)

- 2 意匠登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、意匠登録が前項第一号に該当すること(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は前項第三号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3 意匠登録無効審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

4 審判長は、意匠登録無効審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に關し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

(審査に関する規定の準用)

第五十条 第十七条の二及び第十七条の三の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第十七条の二第四項中「補正却下決定不服審判を請求したとき」とあるのは、「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

2 第十八条の規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十二条において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

3 特許法第五十条(拒絶理由の通知)の規定は、拒絶査定不服審判において査定理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

たときは、この限りでない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の審判を請求に準用する。

(意匠登録の無効の審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて審判の請求することができる。

一(四) (略)

2 前項の審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に關し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

(審査に関する規定の準用)

第五十条 第十七条の二及び第十七条の三の規定は、第四十六条第一項の審判に準用する。この場合において、第十七条の二第四項中「第四十七条第一項の審判を請求したとき」とあるのは、「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

2 第十八条の規定は、第四十六条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十二条において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

3 特許法第五十条(拒絶理由の通知)の規定は、第四十六条第一項の審判において査定理由と異なる拒絶の理由を発見した

(補正却下決定不服審判の特則)

第五十一条 補正却下決定不服審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

(特許法の準用)

第五十二条 特許法第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十一条の二(第二項第一号を除く。)から第三百三十四条まで、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第六十一条中、「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九條第三項中、「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

(審判の規定の準用)

第五十七条 第五十条第一項及び第三項の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第五十一条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

(特許法の準用)

第五十八条 特許法第七十三條及び第七十四條第四項の規定は、再審に準用する。

2 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文、第三百三十二条第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第三百四十七條ま

場合に準用する。

(補正の却下の決定に対する審判の特則)

第五十一条 第四十七條第一項の審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

(特許法の準用)

第五十二条 特許法第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第三百三十三條の二まで、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條から第三百五十四條まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十條第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七條から第三百七十條まで(審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第六十一条中、「第二百一十一條第一項」とあり、及び同法第六十九條第三項中、「第二百一十一條第一項又は第二百二十六條第一項」とあるのは、「意匠法第四十六條第一項又は第四十七條第一項」と読み替えるものとする。

(審判の規定の準用)

第五十七条 第五十条第一項及び第三項の規定は、第四十六條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第五十一条の規定は、第四十七條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(特許法の準用)

第五十八条 特許法第七十三條及び第七十四條第五項の規定は、再審に準用する。

2 特許法第三百三十一条、第三百三十二条第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第三百四十七條まで、第三百五十條から第三百五十二條まで

で、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条から第百五十八条まで、第百六十条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判」と読み替えるものとする。

3 特許法第百三十一条第一項、第百三十一条の二第一項本文、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十二条、第百三十二条の二、第百三十四条第四項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条、第百五十七条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

4 特許法第百七十四条第二項の規定は、意匠登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審決等に対する訴え)
第五十九条 (略)

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)、第百七十九条から第百八十条の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第百八十一条第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第百八十二条(裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

(証明等の請求)

第六十二条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製

、第百五十五条第一項、第百五十六条から第百五十八条まで、第百六十条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、第四十六条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「第百二十一条第一項又は第百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

3 特許法第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十二条、第百三十二条の二、第百三十四条第四項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条、第百五十七条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、第四十七条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「第百二十一条第一項又は第百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

4 特許法第百七十四条第三項の規定は、第四十八条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審決等に対する訴え)
第五十九条 (略)

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

(証明等の請求)

第六十二条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製

した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録がされていらないもの

四 意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

五・六 (略)

2・3 (略)

(手数料)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以

した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録がされていらないもの

四 第四十八条第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

五・六 (略)

2・3 (略)

(手数料)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が意匠権若しくは意匠登録を受ける権利を共有する国と第四十二条第二項の政令で定める独立行政法人であるとき又はこれらの権利を共有する同項の政令で定める独立行政法人であるときは、適用しない。

5 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国等と国等以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国等と国等以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額

5 | 外の者がその額を納付しなければならない。
5 | 8 | (略)

(特許法の準用)
第六十八条 (略)

2 | 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、
第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並び
に第九十四条(手続)の規定は、意匠登録出願、請求その他
意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第
九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若
しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定
不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不
服審判」と読み替えるものとする。

3 | 7 | (略)

(過料)

第七十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一
条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若
しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法
第七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第五十
一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定によ
り宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽
の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

6 | とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。
6 | 9 | (略)

(特許法の準用)
第六十八条 (略)

2 | 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、
第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並び
に第九十四条(手続)の規定は、意匠登録出願、請求その他
意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第
九条中「第二百一十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六
条第一項若しくは第四十七条第一項」と、同法第十四条中「第百
二十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第
四十七条第一項」と読み替えるものとする。

3 | 7 | (略)

(過料)

第七十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一
条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若
しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法
第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第五十
一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定によ
り宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽
の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。